別表十㈣の記載要領第11号中「「当期に係る剰余金の分配額　⑿」」を「「当期に係る剰余金の分配額　⒀」」に改め、同第11号中「「税額計（⒀＋⒁＋⒂＋⒅）又は（⒃＋⒄＋⒅）」」を「「税額計（⒁＋⒂＋⒃＋⒆）又は（⒄＋⒅＋⒆）」」に、「「法人税額⑲－⑳－㉑㉒」」を「「法人税額⑳－㉑－㉒㉓」」に、「「⒆」」を「「⑳」」に改める。

別表十㈤の記載要領第11号中「（所得税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第23号。以下この号において「平成20年改正法」という。）附則第66条（農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例に関する経過措置）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「租税特別措置法第68条の101」を「同法第68条の101」に改め、「（平成20年改正法附則第86条（連結法人である農業生産法人の肉用牛の売却に係る連結所得の課税の特例に関する経過措置）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、同第11号中「若しくは所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）第５条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「平成21年旧措置法」という。）第52条（植林費の損金算入の特例）」を削り、「租税特別措置法第68条の38」を「同法第68条の38」に改め、「若しくは平成21年旧措置法第68条の38（植林費の損金算入の特例）」を削る。

別表十八の表及び別表十九の表中「

所得金額総計（別表四「31の①」）

」を「

所得金額総計（別表四「35の①」）

」に改める。

別表十一㈠の記載要領中「が法第52条第１項」の次に「若しくは第５項」を、「（法第52条第１項」の次に「又は第５項」を加える。

別表十一㈠の２の記載要領第１号中「が法第52条第２項」の次に「若しくは第６項」を加え、「貸倒引当金）、」を「貸倒引当金）の規定の適用を受ける場合若しくは連結法人が」に改め、「（法第52条第２項」の次に「又は第６項」を加え、「）又は」を「）の規定の適用を受ける場合又は法人が」に改め、「若しくは」の次に「所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）第18条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「平成22年旧措置法」という。）第57条の10（中小企業等の貸倒引当金の特例）の規定の適用を受ける場合若しくは連結法人が租税特別措置法第68条の59（中小連結法人等の貸倒引当金の特例）若しくは平成22年旧措置法」を加え、同第11号㈠中「大法人（」の次に「普通法人のうち」を加え、「普通法人」を「もの及び法第66条第６項第２号（各事業年度の所得に対する法人税の税率）に掲げる法人に該当するもの並びに法第４条の７（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人」に改め、「。次号において同じ」を削り、「第57条の10第１項」の次に「又は第２項」を加え、同号㈡中「連結親法人（」の次に「普通法人である連結親法人のうち」を加え、「普通法人及び」を「もの及び法第66条第６項第２号に掲げる法人に該当するもの並びに法第４条の７に規定する受託法人並びに」に改め、「法第２条第12号の７の５（定義）に規定する」を削り、「ものを除く。」の次に「⑷において同じ。」を加え、「。次号において同じ」を削り、「第68条の59第１項」の次に「又は第２項」を加え、同号に次のように加える。

⑶　中小法人（大法人（各事業年度終了の時における資本金の額又は出資金の額が１億円を超える普通法人、法第４条の７に規定する受託法人並びに保険業法に規定する相互会社及び外国相互会社をいう。）以外の法人をいう。）が平成22年旧措置法第57条の10第１項の規定の適用を受ける場合　租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成22年政令第58号）第１条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（⑷において「平成22年旧措置法施行令」という。）第33条の９第４項各号（中小企業の法定繰入率）に定める割合

⑷　中小連結法人（連結親法人（各連結事業年度終了の時における資本金の額又は出資金の額が１億円を超える普通法人、法第４条の７に規定する受託法人及び保険業法に規定する相互会社を除く。）又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人をいう。）が平成22年旧措置法第68条の59第１項の規定の適用を受ける場合　平成22年旧措置法施行令第39条の86第３項各号（中小連結法人の法定繰入率）に定める割合

別表十一㈠の２の記載要領第11号中「中小法人」を「前号⑴に規定する中小法人」に改め、「第57条の10第１項」の次に「若しくは第２項」を加え、「又は」を「若しくは同号⑵に規定する」に改め、「第68条の59第１項」の次に「若しくは第２項」を加え、「場合に」を「場合又は同号⑶に規定する中小法人が平成22年旧措置法第57条の10第１項の規定の適用を受ける場合若しくは同号⑷に規定する中小連結法人が平成22年旧措置法第68条の59第１項の規定の適用を受ける場合に」に改める。

別表十一㈢の記載要領第11号中「組織再編成（合併、分割、現物出資又は事後設立をいう。）」を「平成14年改正令附則第５条第５項又は法人税法施行令の一部を改正する政令（平成22年政令第51号）附則第30条の規定による改正前の平成14年改正令（以下この号において「平成22年改正前平成14年改正令」という。）附則第５条第６項（退職給与引当金に関する経過措置）に規定する組織再編成」に、「第７項」を「第６項まで又は平成22年改正前平成14年改正令附則第５条第３項から第７項」に改め、同第四号中「第５条第10項第２号」を「第５条第９項第２号」に改める。